



国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか？

就職して職場の健康保険に加入した時、また、職場の健康保険を脱退した時は、役場で国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。原則14日以内に手続きをしましょう。

◆手続きに必要なもの

加入には退職証明書または資格喪失証明書、脱退には職場の保険証が必要です。

そのほかに、対象者と世帯主の個人番号確認書類と、本人確認ができる運転免許証などが必要となります。

*** オンライン資格確認の開始に伴い、順次マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりますが、医療保険者への加入・脱退の手続きは引き続き必要です。**

【加入の届出が遅れた場合】

- 国民健康保険税は、資格を得た月までさかのぼって納めることになります。
- 保険証がない間の医療費は、全額自己負担になります。

職場を退職後の健康保険は？

①健康保険を任意継続

退職後原則20日以内に職場へ申請すれば、職場の健康保険に引き続き2年間加入できる場合があります。職場の健康保険担当者にご確認ください。

②健康保険の扶養認定

家族の健康保険に扶養家族として認定可能かどうか、家族の職場にご確認ください。

③国民健康保険に加入

①及び②に該当しない場合は国民健康保険に加入の手続きをしてください。

【脱退の届出が遅れた場合】

- 国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。
- 他の健康保険に加入しても、国民健康保険脱退の届出をしないと国民健康保険税は請求されます。国民健康保険脱退の手続きは、職場ではできませんので役場で手続きをお願いします。

加入・脱退届け先 健康対策課、住民課及び各支所総合窓口室

☎ 健康対策課 ☎0859-54-5206



令和2年度国民健康保険 人間ドック・脳ドック・乳房超音波（乳腺エコー） 検査費用の一部助成申請はお済みですか？

令和2年度の国民健康保険 人間ドック、脳ドック、乳房超音波（乳腺エコー）検査は2月で終了しました。受けられた方は費用の一部助成がありますので、まだの方は申請をお願いします。

◆申請受付締切日 4月30日（金）

◆申請場所 健康対策課（保健福祉センターなわ）

申請に必要なものなど詳しくは、昨年6月にお届けした健診関係書類に同封しています「令和2年度 大山町健診のしおり」をご覧ください。

☎ 健康対策課 ☎0859-54-5206